

府立学校における後援会・同窓会会計との関わり

対象受検機関：教育委員会事務局施設財務課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 府立学校における後援会・同窓会 (1) 後援会…在校生や卒業生の保護者等の有志が学校を支援することを目的として構成する団体 (2) 同窓会…卒業生が相互の親睦を図るとともに母校の発展を期することなどを目的に構成する団体</p> <p>2 平成24年度の監査結果 後援会・同窓会は、本来学校とは独立した存在であるにもかかわらず、団体の通帳を保管し、会計事務を行っていた学校があることから、これらの団体に対して会計事務を自ら行うよう促すとともに、当面、会計事務を学校において実施する状況が生じるのであれば、PTA会計と同様に基準を策定し、取扱いの明確化を図るべきとする委員意見を出している。</p> <p>3 教育委員会事務局の措置 平成24年10月の府立学校事務職員研修会において、監査委員意見の内容について説明した。また、学校査察では、学校から団体に対して、会計事務を自ら行うことについて働きかけるよう指導した。 さらに、平成25年3月に全府立学校に対して「学校徴収金等の会計処理の適正化について(通知)」を発出した。 【内容】 (1) 団体徴収金は原則としてPTAを対象としていること (2) ただし、校長がPTAと同様に、後援会・同窓会など関係団体の会計を取り扱う場合は、PTA会計に準じ、「学校徴収金及び団体徴収金等の会計処理基準」(以下「会計処理基準」という。)に基づき適正に処理すること (3) 団体徴収金を取り扱う場合は、書面により団体から会計事務の委任を受けること 施設財務課は、学校への査察時にこれらの指導等について各学校の状況を確認している。</p>	<p>平成24年度の監査結果を受けた措置の状況を確認するため、全府立学校186校(府立高等学校全日制課程137校・定時制課程15校、支援学校本校32校・分校2校)を対象に、後援会・同窓会会計との関わりについて調査したところ、以下のような結果であった。</p> <p>1 団体へ会計事務を自ら行うよう促していない学校があった。(後援会24校、同窓会15校)</p> <p>2 団体から委任状を取らずに団体の会計を取り扱っている学校があった。(後援会5校、同窓会8校) また、委任状の内容と実際の事務に相違が見られる学校もみられた。(※)</p> <p>3 後援会・同窓会など関係団体の会計を取り扱う場合は、会計処理基準に基づき適正に処理することとしているが、団体の会計監査を受けていない学校があった。(後援会1校、同窓会2校)</p> <p>4 団体の規約において、役員に教員を充てることとされており、学校及び団体の独立性が確保されていないと解されるものがあった。(※)</p> <p>※ 調査により確認できた事例であり、学校数は把握していない。</p>	<p>学校から団体に対し会計事務を自ら行うよう促すこと、及び学校が団体の会計を取り扱う場合には会計処理基準に基づいて適正に処理することについて、再度徹底するとともに、定期的に対応状況を確認されたい。 また、団体から学校への委任内容の明確化、学校と団体の独立性確保のため、委任状や団体規約を点検し、必要な指導を行われたい。</p>
措置の内容		
<p>学校から団体に対し会計事務を自ら行うよう促すこと、及び学校が団体の会計を取り扱う場合に会計処理基準に基づいて適正に処理するよう研修(平成28年1月29日事務(部)長研修)において周知徹底した。 また、「学校徴収金等取扱マニュアル」及び「学校徴収金等の会計処理基準」を改訂(平成29年4月)し、団体から学校への委任内容の明確化及び学校と団体の独立性確保のため、委任状の様式例を示すとともに、今後は査察等において委任状の徴収状況と団体規約を点検し、必要な指導を行っていく。</p>		

監査(検査)実施年月日(委員:平成27年8月19日、事務局:平成27年6月24日から同年7月28日まで)